

沖縄県立芸術大学教員選考基準

令和3年4月22日

沖芸大基準第2号

(趣旨)

第1条 沖縄県立芸術大学教員選考規程第5条の規定に基づき、沖縄県立芸術大学（以下「本学」という。）における教員の選考基準に関し必要な事項を定める。

(資格審査)

第2条 本学教員の選考は、当該教員候補者の人格、教育研究能力、教育研究業績、専攻分野における知識及び経験並びに学会及び社会における活動業績等に基づき、総合的に判断して行う資格審査によるものとする。

(教授の資格)

第3条 教授となることのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位又は学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 大学において教授又は准教授の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (4) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められ、教育の経歴のある者
- (5) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

2 教授は、原則として、大学院造形芸術研究科又は大学院音楽芸術研究科（以下「修士課程」という。）を担当する教員として、研究指導教員となり得る者とする。ただし、修士課程を兼担しない教員の場合は、この限りではない。

(准教授の資格)

第4条 准教授となることのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (3) 大学において3年以上助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (4) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (5) 研究所、試験所、調査所等に5年以上在職し、研究上の業績を有する者
- (6) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

2 准教授は、原則として、修士課程を担当する教員として、研究指導補助教員となり得

る者とする。ただし、修士課程を兼担しない教員の場合は、この限りではない。

(講師の資格)

第5条 講師となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 第2条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

2 講師は、原則として、修士課程において研究指導補助教員となり得る者又はこれに準ずる能力を有すると認められる者とする。ただし、修士課程を兼担しない教員の場合は、この限りではない。

(助教の資格)

第6条 助教となることのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 第3条各号又は第4条各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (3) 前号の者に準ずる能力があると認められる者
- (4) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(助手の資格)

第7条 助手となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の能力を有すると認められる者
- (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

(非常勤講師の資格)

第8条 非常勤講師となることのできる者は、第5条の規定に準ずる者とする。

(修士課程担当教員の資格)

第9条 修士課程において授業を担当することができる者は、第3条から第5条の各第1項に掲げる資格を有する者であって、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力を有すると認められる者とする。

(大学院芸術文化学研究科後期博士課程担当教員の資格)

第10条 大学院芸術文化学研究科後期博士課程において授業を担当することができる者は、第3条及び第4条の各第1項に規定するもののほか、次の各号の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の顕著な業績を有する者
- (2) 研究上の業績が、前号に準ずると認められる者
- (3) 芸術等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者
- (4) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(雑則)

第11条 この基準に定めるもののほか、教員の選考基準の適用に関し必要な事項は、教育

研究審議会の議を経て、学長が別に定める。

附 則（令和3年4月22日学長決裁）

この基準は、令和3年4月22日から施行し、令和3年4月1日から適用する。